

資格審査申請に係る押印省略について

令和3年4月より資格審査申請に係る書類について、次のとおり押印省略が可能となりました。
また、押印を省略する場合にはメールによる申請書の提出が可能となりますので、ご検討ください。

1 押印省略が可能である書類

(1) 物品購入契約・物品賃貸借契約に係る入札

- ア 資格審査申請書
- イ 調達物品機能等証明書、調達物品明細書等の物品に係る証明書
※メーカーによる証明の場合は押印省略不可。原本を提出すること。
- ウ アフターサービス・メンテナンス体制証明書

(2) 委託・役務契約に係る入札

- ア 資格審査申請書
- イ 誓約書
- ウ 社会保険等適用除外申出書
- エ 類似契約履行実績調書
- オ 特定関係調書

(3) 工事契約に係る入札

- ア 資格審査申請書
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 特定関係調書

(4) その他

契約内容により様式が追加されることがあるので、押印を省略する場合は別途担当者の指示によること。

2 押印省略ができない書類

委任状（原本を提出すること。押印された委任状の写しをメール等により提出することは認めない。）

3 押印を省略する場合の記載例

様式の余白に本件責任者・担当者の氏名、及びそれぞれの連絡先（電話番号）を記載すること。
なお、記載例は次のとおりです。

例)

	氏 名	連絡先
本件責任者	○ ○ ○ ○	0 1 6 6 - * * - * * * *
担 当 者	○ ○ ○ ○	0 1 6 6 - * * - * * * *

4 その他

メールにより資格審査申請をする場合は、担当者に事前に連絡をすること。